

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
別表第1			別表第1		
公所長共通 代決権限事項	特例 代決権限事項 特例の適用 のある公所 長		公所長共通 代決権限事項	特例 代決権限事項 特例の適用 のある公所 長	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9 1 件 <u>180</u> 万円 以下の物 品の買入 れの決定 に関する こと。	(略)	(略)	9 1 件 <u>300</u> 万円 以下の物 品の買入 れの決定 に関する こと。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11 1 件 <u>180</u> 万円 以下の印 刷、修繕 等の請負 及び委託 並びに受 託の決定	(略)	(略)	11 1 件 <u>200</u> 万円 以下の印 刷、修繕 等の請負 及び委託 並びに受 託の決定	(略)	(略)

に関する こと。 (略)			に関する こと。 (略)		
別表第 3			別表第 3		
財政局	(略) 市税事務 所の管理 課長、市 民 税 課 長、法人 課税課長 <u>及び</u> 固定 資産税課 長	(略) (略)	財政局	(略) 市税事務 所の管理 課長、市 民 税 課 長、法人 課 税 課 長、 <u>固定</u> 資産税課 長 <u>及び償</u> <u>却資産課</u> <u>税課長</u>	(略) (略)
	(略) 市税事務 所の市民 税課長、 法人課税 課長 <u>及び</u> 固定資産 税課長	(略) (略)		(略) 市税事務 所の市民 税課長、 法人課税 課長、 <u>固</u> 定資産税 課長 <u>及び</u> <u>償却資産</u> <u>課税課長</u>	(略) (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。